

のひとつである「すこやかに安心して暮らせるまち」を目指し、後期基本計画及び福祉関連計画に基づき地域福祉の充実に努めます。

健康づくり対策について

がん予防対策事業では、平成25年度から、胃がん・大腸がん検診で精密検査が必要となった方に対して、自己負担額のうち3千円を上限として精密検査費用の一部助成を行っています。

これまで町の集団健診等を受診し、精密検査を求められながら、費用等の事由で精密検査を実施しない方が多数おられました。この一部助成に伴い延べ70人が受診するなど、健康確認に有効な手立てとなっていることから、平成26年度も引き続き3千円を上限とした一部助成を行い、疾病発見の啓発に取り組みます。

また、平成26年度からは、懸案でありました脳ドック検診費用の助成についても計画しています。実施年度において満40歳から75歳未満の方で、過去5年の間に脳ドック検診の助成を受けたことがない方および脳血管疾患で治療中でない方を対象としています。町と契約した各医療機関で実施に要した検診料の半額、ただし2万円を上限として助成することにより、脳血管障害の発見とその他疾病の予防を図り、健康維持を奨励します。

次に、主に40歳以上の国保加入者の生活習慣病の予防を目的とする特定健康診査では、各地区巡回の集団健診では1,500円、個別医療機関では1,000円を受診者が負担していました。平成26年度からは、その負担額をそれぞれ無料とし、より多くの方が受診しやすい健康づくり環境を整えます。

農林業関係について

平成26年度は、国の新たな農政改革のスタートの年となります。農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に取り組むとともに、競争力強化のため構造改革をさらに加速化させていく方針です。

農政改革は、農業を足腰の強い産業としていくための政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組みを進めるため4つの柱が提示されています。

第1の政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるため農地中間管理機構の創設が行われています。

第2の経営所得安定対策の見直しでは、戸別所得補償は、構造改革にそぐわない面があるとして、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補てん交付金について、工程を示した上で廃止する一方で、ナラシ対策やゲタ対策によって支援を認定農業者等に限定する方向が示されました。

第3の水田のフル活用と米政策の見直しでは、主食用米の生産に偏重しないように大豆や飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、自らの経営判断で作物を選択する状況の実現を図ろうとしています。米の生産調整については5年後を目処に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進める内容となっています。

第4の日本型直接支払制度では、農地・水保全管理支払を多面的機能支払とし、現行の中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支払の3本立てにより、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援するとしています。

この4つの改革により、農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」をつくることをねらいとしています。

これを受けて、町の基幹産業である農業の振興については、農業の基盤整備を推進し、効率的で足腰の強い経営体を育成し、認定農業者とともに集落営農組織、農業生産法人の育成を図るとともに、青年就農者の育成支援、女性農業者の活力強化、高齢農業者の知恵と経験の発揮・活用の場を大切にしながら、地域農業の発展を目指します。

土地利用型作目においては、稲作の低コスト化を支援していくとともに、水田のフル活用政策が地域で十分取り組めるように、関係機関・団体とも協力しながら取り組んでいかなければなりません。特に、大豆、そばの生産振興を図るとともに、耕畜連携や飼料用米の拡大に向けた条件整備を関係機関に求めていきます。

また、野菜や花卉の生産拡大に向けた機械・施設の導入支援も進めながら複合経営の定着を推進するとともに、じゅんさいやメロン、梅など地域の特色ある産品を核とし、直売所などの施設を利用しながら、都市農村交流や地域農産物や農産加工品の販売促進を支援します。

林業の振興としては、森林の持つ環境保全・健康増進・精神的安らぎを与える場としての機能を高度に発揮し、人間の住環境との融和を図るような森林整備を支援します。これまで整備されてきた貴重な森林資源が多くの人びとに利用されるよう環境整備に努めます。

水産業の振興としては、日本海や八郎湖内水面における漁場の保全と資源保護に努め、付加価値向上を目指しながら、漁業の振興を推進します。

商工観光振興について

商工観光交流事業の推進については、後期基本計画の基本施策「活力にみちた個性豊かな産業のまち」「快適で安全な生活を支えるまち」の実現を目指して、新年度重点事業と定めた雇用対策推進事業の継続と、